



企業等の奨学金返還支援制度 導入促進事業補助金

奨学金を返還しながら働く従業員の負担を軽減し、
県内の中小企業等における人材確保・定着につなげるため、
奨学金返還支援制度の導入を支援します！



補助額

上限 **50** 万円 ※補助対象経費総額の10分の10以内

申請期間

令和 7年 **5月28**日(水) ~ 令和 7年 **12月19**日(金)
※予算上限に達した場合は、その時点で受付を終了します。

補助要件

補助対象経費

- 1 徳島県内に事業所を有する **中小企業等**であること。
- 2 企業等の奨学金返還支援制度を **新たに創設**（交付決定日以降に就業規則等に定める）して従業員等に周知し、**5年以上継続して実施**すること。
- 3 **自社HP、求人情報等において制度を導入していることを明示**し、又は制度を導入していることを明示した求人活動を行うこと。
- 4 **県HP等で事業者名、制度の内容等を公表することに同意**すること。

※毎年度、制度内容等について状況報告が必要となります（県HPも毎年度更新）

事業内容

就業規則等による奨学金返還支援制度の導入及び従業員等への周知

奨学金返還支援制度を導入していることの明示及び求人活動の実施

補助対象経費

就業規則等の作成・変更を依頼したことで発生した**社会保険労務士等への報酬**

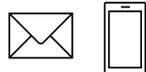
就業規則等の作成又は変更のための**人件費、通信費、会議費、印刷製本費等**

奨学金返還支援制度を導入していることを明示するための**HPの作成・改修費用**

奨学金返還支援制度を導入していることを明示した**求人活動を行うための求人広告費、パンフレットの印刷製本費等**

問合せ先

徳島県子ども未来部子ども未来政策課
〒770-8570 徳島県徳島市万代町1-1
☎[TEL]088-621-2551 📠[FAX]088-621-2843
✉[MAIL]henkan@pref.tokushima.lg.jp



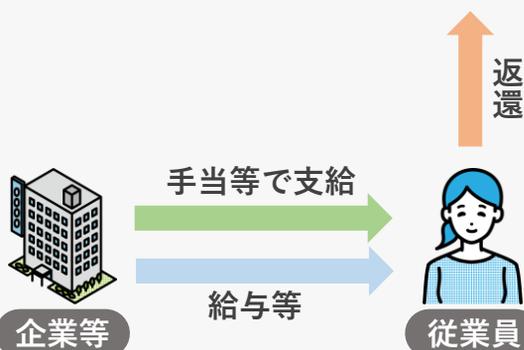
企業等の奨学金返還支援制度とは？

学生時代に貸与型奨学金を受けていた従業員に対して、企業等が奨学金の返還額の全部または一部を金銭的に支援するものです。

支援の方法は2パターンありますが、いずれも制度を導入することで、**企業等のイメージアップ**や**福利厚生**の充実が図られ、**人材確保・定着**につながります。

企業等の奨学金返還支援制度 【手当等支給型】

日本学生支援機構等奨学金貸与団体



企業等の奨学金返還支援制度 【代理返還型】

日本学生支援機構等奨学金貸与団体



事業全体の流れ



※予算上限に達した場合は、その時点で受付を終了します。